無料低額宿泊所の開設までの流れについて

無料低額宿泊事業の構想

- 無料低額宿泊所とは、生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊する場等を提供する施設です。
- **「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」をよく理解**し、どのようなサービスの提供を実施していくのかを検討してください。

↓

事業の具体化
- 地域及び物件の選定
- 事業計画
- 収支予算計画

- 施設運営に関する事業計画や収支予算計画等を具体的に検討します。
- **物件は、建築基準法や消防法に適合した建築物である必要**があります。
- 入所者の多くは、ホームレスを含めた生活困窮者です。**どのようなサービスを提供し、支援を実施するのか、明確なビジョンが大切**です。

↓

県及び福祉事務所と協議
- 事業の目的
- 事業計画
- 住民への説明方法等

- **事業開始（新築の場合は、建築確認申請前）３か月前まで**に、県及び施設所在地を管轄する福祉事務所に対して、事業の目的や事業計画等に関する協議を行い、その内容を事業運営に反映させてください。

↓

近隣住民への説明

- **宿泊所の開設にあたって、近隣住民の理解を得ることが不可欠**です。
  近隣住民に対して、事業の目的や事業計画、利用者の募集方法、近隣住民との相互理解に関する取組等について説明を行い、**その事業運営に関し同意を得るよう努めてください**。

↓

開設準備
- 物件の賃貸契約
- 工事の着手
- 届出書類の準備

- 「栃木県無料低額宿泊所の届出等に関する要綱」に定める必要書類を整備し、**事業開始前までに県に提出**してください。
  ※市町村又は社会福祉法人が事業を開始する場合には、事業開始後、１か月以内に必要書類を提出してください。

↓

実地調査
- 設備及び運営基準の確認

- 宿泊所の開設に係る必要書類が提出された場合には、県及び福祉事務所等が、**現地にて条例で定める基準（例えば、居室面積等）に適合した設備等が備わっている否かの確認**を行います。
- **実地調査の結果によっては、改善命令が発出**される場合があります。

↓

事業開始

↓

事後調査
- 事業運営状況の確認

- 定期的に、県が実地調査を実施し、宿泊所の運営状況を確認します。
  条例に定める基準に適合しない事項が発覚し、**改善命令が発出された場合には、事業改善計画を提出するとともに、基準に適合した設備及び運営体制を早期に整備するよう努力**してください。